消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■18歳から大人に クレジットカードの使い方を考えよう!

<事例>

クレジットカードを複数枚使ってオンラインゲームの課金を繰り返し、すべてのカードを限度額まで使った。請求書が届いたが返済ができず放置していたら、督促状が届いた。お金がなく支払えない。どうすればいいか。(当事者:学生 男性)

くひとことアドバイス>

- ☆ 18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法をしっかり理解しましょう。
- ☆ クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、将来住宅や自動車のローンなどが組めなくなる恐れがあります。支払計画を立てて利用しましょう。
- ☆ 「分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」は手数料が発生します。特にリボ払い は毎月の支払いが一定となる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、支払 いがなかなか終わらない恐れがあり、注意が必要です。
- ☆ 不正利用を防ぐため暗証番号は他人に推測されない番号に設定しましょう。また、クレジットカードは他人に貸したりせず、適切に管理し、利用明細も必ず確認しましょう。
- ☆ 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースに あわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30
 - 相談電話: 097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00
- 相談電話:097-534-0999
- ◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30
 - 相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

子どもサポート情報





事例

クレジットカードカー を 複数枚使ってので ラインゲームの課での を繰り返し、すべまの を繰り返し、するで を解り返し、するで を解するでででで が返ればいいか。 ではが届い。 が返ればいいか。

(当事者: 学生 男性)

•ひとことアドバイス•

- ●18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。 トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法をしっかり 理解しましょう。
- ●クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、将来住宅や自動車のローンなどが組めなくなる恐れがあります。 支払計画を立てて利用しましょう。
- ●「分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」 は手数料が発生します。特にリボ払いは

- 毎月の支払いが一定となる仕組みですが、 残高に対して手数料が発生するため、 支払いがなかなか終わらない恐れがあり、 注意が必要です。
- ●不正利用を防ぐため暗証番号は他人に 推測されない番号に設定しましょう。 また、クレジットカードは他人に貸したり せず、適切に管理し、利用明細も必ず 確認しましょう。
- ●不安なときは、お住まいの自治体の消費 生活センター等にご相談ください(消費 者ホットライン188)。



発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄